【小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町内の営業時間短縮等要請店舗で、

ご注意：対象にならない方にも配布している場合がありますので､事前によくお読みください

「信州の安心なお店」認証制度による特例を希望される事業者向け】

　　　　　　　　　　令和３年８月30日時点

「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における

******営業の特例について【要請期間の再延長にあたってのご案内】

長　野　県

　　令和３年８月６日付けのご案内で、「信州の安心なお店」認証店における時短要請期間中の営業特例についてお知らせしました。

　　現在、延長されている時短要請期間をさらに延長（令和３年９月２日（木）～９月８日（水））することに伴い、令和３年８月６日付けでご案内した「信州の安心なお店」認証店における営業特例については下記のとおりとします。

　　なお、営業特例の概要については、令和３年８月６日付けのご案内をご覧ください。

記

１　要請期間の再延長に伴う取扱い

当初の要請期間（８月９日～８月18日）及び延長期間（８月19日～９月１日）に営業特例により20時以降に営業している場合、再延長期間（９月２日～９月８日）においても引き続き20時以降に営業することができます。新たな手続きは必要ありません。

２　再延長期間に時短営業に変更される方

これまで営業特例により20時間以降に営業している場合でも、再延長期間（９月２日～９月８日）から時短営業に変更すると、再延長期間分は新型コロナウイルス拡大防止協力金の対象になります。

３　再延長期間に20時以降の営業を再開される方

当初の要請期間（８月９日～８月18日）及び延長期間（８月19日～９月１日）に時短営業したものの、再延長期間（９月２日～９月８日）は営業特例により20時以降の営業を再開する場合は、別紙「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を「信州の安心なお店応援キャンペーン事務局」にＦＡＸでご提出ください。

後日、再延長期間中に巡回員が店舗を訪問し、感染対策を確認させていただきます。

また、その場合、当初の要請期間及び延長期間に時短営業または休業された日数分のみ協力金の対象になりますが、再延長期間中に１日でも20時以降に営業すると、再延長期間分（９月２日以降分）の協力金は支給されません。

４　お問合せ先

長野県庁　代表電話：０２６－２３２－０１１１

＜要請内容について＞危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

＜協力金について＞新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

＜認証店舗について＞産業労働部　産業政策課団体・サービス産業振興係

１／２

**時短要請に応じていただける場合は、このチェックシートは提出不要です**

時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート

記 入 日：　令和３年　　　月　　　日

申請者：　　　　　　　　　　　　㊞

店舗名：

所在地：

電話番号：

認証番号：

　時短要請の対象外として，20時以降も営業を続けるため、以下の項目による感染対策を徹底すること、本件についての巡回確認に協力することを誓約します。



※　具体的な取組みの欄には、時短要請期間中に営業する際の取組み予定の内容を記載してください。

　今回はすべての項目を遵守していただくことが要件となります。

※　今回の巡回は事前に時間調整をせず、営業時間中に直接巡回、確認させていただきます。予めご了承いただくとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。

※　提出は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局までＦＡＸにてご提出ください。

　原本は、巡回の際に回収いたします。　　　　　　　　　　**ＦＡＸ番号：０２６－２１７－５９０１**

２／２